

償却資産の申告は2月1日(月)までに!

償却資産とは

工場や商店、事務所などの経営者が、事業のために所有している機械や工具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

また、償却資産は、法人税または所得税を申告する上で、減価償却額または減価償却費として損金や必要経費に算入されるものです。

なお、自動車税や軽自動車税が課税される車両は、課税対象外です。

申告の義務

償却資産を所有する人は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告することになっています。

対象となる償却資産は、平成28年1月1日現在、市内に所在する事業用資産です。該当する場合は、申告書に記入し、平成28年2月1日(月)までに提出してください。

申告に必要な書類を12月中旬に送付します。新たに申告が必要となり申告書をお持ちでない場合は、税務課へご連絡ください。

■償却資産の例

資産の種類		課税の対象となる資産
構築物	構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンスなど
	建物付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備など特定の資産または業務の用に供されるもの
機械および装置		金属加工機械、土木機械、医療用機械、電気機械、その他部品の製造・加工・修理に使用する機械など
車両および運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車など
工具・器具および備品		切削工具、取付工具、鍛圧工具、陳列ケース、娯楽用器具、事務用備品(パソコン)など

申告には「eLTAX(エルタックス)」を!

償却資産の申告には、インターネットによる電子申告サービス「eLTAX(エルタックス)」が利用できます。

詳しくは、市公式ウェブサイト(トップ▶くらし▶税金▶電子申告について▶地方税の電子申告(eLTAX))でご確認ください。



家屋を取り壊した場合は、届出を!

住宅、物置、車庫などには、毎年1月1日を基準日として、固定資産税が課税されます。家屋を取り壊した場合は、「家屋異動申告書」の提出が必要です。該当する場合は、印鑑をお持ちの上、税務課(近江庁舎)、または各庁舎窓口へお越しください。申告書は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

「家屋異動申告書」を年内に提出いただくと、平成28年度からは取り壊された家屋の固定資産税は課税されません。



問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX52-8730

「平和の折り鶴」を広島・長崎に奉納しました

終戦70周年事業として平和の折り鶴を募集したところ、平和への願いを託された約15,000羽もの折り鶴が寄せられました。

この平和の折り鶴は、8月8日に開かれた米原市平和祈念式典で披露し、広島市の平和記念公園にある「原爆の子の像」および長崎市の原爆資料館にささげました。

なお、原爆の子の像への平和の折り鶴の奉納は、11月5日に修学旅行で同地を訪れた山東小学校6年生のみなさんから行っていただきました。

平和の折り鶴の取組にご協力いただきありがとうございました。



▲原爆の子の像(広島)への奉納のようす

問 市 総務課(米原庁舎) ☎52-1552 FAX52-4447